

下記の後期高齢者医療保険料納付義務者に対し、住民基本台帳等を調査のうえ、東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例施行規則第5条に規定する書類を送付したが、その住所又は居住が不明のため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月12日

東京都板橋区長 坂本 健

1 送達する書類名 8板健後第23号の3により発送を決定した書類

2 送達する書類の保管場所 東京都健康生きがい部後期高齢医療制度課

No.	氏 名
1	武藤 芽美
2	安西 君枝
3	高梨 英雄
4	平松 啓子

※ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。